

確認しておきたい傷病手当金の支給要件

はじめに

前回5月号では、4月からスタートする「今さら聞けない」法改正内容を列記し、変更点の確認をしていただきました。

6月号では、確認しておきたい傷病手当金の支給要件、と題しまして、業務外における疾病で働けなくなった従業員の所得補償として、実務上とても活用する機会の多い傷病手当金の支給要件をご確認いただき、大型連休明けに生活リズムを乱し、出社できなくなる従業員が出てきても正しい対応ができるよう、情報提供できればと思います。

「傷病手当金とは何か」

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やケガのために会社を休み、会社から十分な報酬が受けられない場合に、1日の休業当たりの金額：

【支給開始日の以前12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額】(※)÷30日×(2/3)が支給されます。

「傷病手当金の支給要件」

- (1) 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること
- (2) 仕事に就くことができないこと
- (3) 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- (4) 休業した期間について給与の支払いがないこと

これら4つの要件をすべて満たしたときに傷病手当金が支給されることになります。

健康保険の被保険者期間が少ないため、資格取得後すぐに病気になったりケガをしたりしたとしても、先ほど挙げた4つの支給要件を満たせば支

給されます。一方で、傷病手当金には資格喪失後の継続給付がありますが、この継続給付には被保険者期間が関係します。

資格喪失後(退職後)の継続給付とは、傷病手当金を受給している(受給する要件を満たしている)上で、資格を喪失したときに、その後も継続して傷病手当金が支給される制度です。支給されるためには、被保険者の資格喪失をした日の前日(退職日)までに継続して1年以上の被保険者期間が必要になります。

ちなみに「1年以上の被保険者期間」には任意継続被保険者による期間は含まれず、また、任意継続被保険者の期間中に傷病手当金の支給要件を満たしたとしても、支給されません。

あくまでも資格喪失後の継続給付は、任意継続被保険者となる前の被保険者資格により支給されるということになりますのでご注意ください。

2019年6月号 発行者及びお問い合わせ先

みどり合同税理士法人

白川 哲也

電話:090-4973-1841

Mail:shirakawa@digitalbank.co.jp



MIRACREATION 株式会社

社労士法人 MIRACREATION

社会保険労務士 代表社員

下村 勝光

Mail:katsumitsu.shimomura@miracreation.co.jp

電話:080-3119-8442

